



退任のご挨拶

海外交流事業協同組合
理事長
吉村幸充



この度、3月末日をもちまして、9年間、務めさせていただきました海外交流事業協同組合の理事長を退任し、昨年11月開催の臨時総会で承認いただきました(株)KJKサポートの代表に就任させていただくこととなりました。

組合の理事として、また理事長として皆様に支えられながら在任中は格別のご協力、ご支援を賜り感謝に堪えません。
今、改めて皆様に御礼を申し上げたいと思います。

思い返しますと、平成21年大幅な技能実習制度の改革の中、時代の要請もあり新たに集合講習施設購入、そして模範となれる監理団体を目標に会員理事・監事の皆様をはじめ、技能実習生受入組合員の皆様方の温かいご理解とご支援もあり、信頼できる職員集団と共に無事に理事職退任出来ることに感謝し、何よりの幸せと思っております。

新年度は新たに「特定技能制度」が開始されます。
今後は一組合員として海外交流事業協同組合の事業運営に協力していきたく願っております。

長い間ありがとうございました。
今後ともよろしく願いたします。

心より御礼
申し上げます

北海道支部の加入者及び事業主の皆様

協会けんぽの保険料率が改定されます

2019年度の保険料率は2019年3月分(4月納付分)から改定されます

北海道支部の保険料率は **変更となります**

介護保険料率も **変更となります**

これまで

改定後

健康保険料率

給与・賞与の

10.25%

2019年2月分(3月納付分)まで



健康保険料率

給与・賞与の

10.31%

2019年3月分(4月納付分)から

介護保険料率

給与・賞与の

1.57%

2019年2月分(3月納付分)まで



介護保険料率

給与・賞与の

1.73%

2019年3月分(4月納付分)から

特定保険料率 基本保険料率とは?

健康保険料率(10.31%)のうち、6.80%分は加入者の医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.51%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となっています。

40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。変更後の健康保険料率と、介護保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。



退職した翌日から保険証は使えないため、速やかに回収して、管轄の年金事務所へ返却する必要があります。軽い症状で休日・夜間に救急外来を訪れる「コンビニ受診」は避けて、救急電話相談の利用を考えましょう。また、日常的な肩こり・筋肉疲労の柔道整復(接骨院)の施術、業務上の病気・ケガでは、健康保険は使えません。

詳しくは協会けんぽへ直接お問い合わせください



全国健康保険協会 北海道支部
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ



各位北海道支部的加入者及事业主

协会健康保险的保险费率发生了变化了

2019年度的保险费率是从2019年3月（4月缴纳的）开始改变

北海道支部的保险费率 **将会改变**
护理保障费率也会改变

到现在为止

健康保险费率

工资·奖金的

10.25%

到2019年2月份（3月缴纳）为止

护理保险费率

工资·奖金的

1.57%

到2019年2月份（3月缴纳）为止

改变后

健康保险费率

工资·奖金的

10.31%

到2019年3月份（4月缴纳）为止

护理保险费率

工资·奖金的

1.73%

到2019年3月份（4月缴纳）为止

特定保险费率

基本保险费率是什么？

健康保障费率（10.31%）中，有6.80%

是被作为加入者的医疗费等的基本保障费率，有

3.51% 是被当作后期高龄者医疗制度的支援金等的特定保险费率。

40至64岁的人（（护理保险第2号被保险人），在全国统一的健康保障费率上再加上护理保险费率。变更后的健康保险费率和护理保障费率从3月份（4月缴纳）开始适用。



从退休的次日开始保险证就不能使用了，所以请尽快回收，
并需要退还给所属的年金办事处。病情较轻时请避免使用休息日
·夜间急诊，考虑用电话急诊咨询吧。还有，日常的肩酸·
肌肉疲劳的按摩治疗、工作上的生病·受伤时不可以使用健康保障。



详情请直接咨询协会健康保险

全国健康保险协会 北海道支部

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ

検索



Tất cả chủ doanh nghiệp và người tham gia của chi nhánh Hokkaido.

Mức phí bảo hiểm của hiệp hội Kenpo sẽ được sửa đổi.

Mức phí bảo hiểm của năm 2019 sẽ được điều chỉnh từ tháng 3 (Thanh toán vào tháng 4) .

Mức phí bảo hiểm của chi nhánh Hokkaido sẽ được thay đổi.

Mức phí bảo hiểm chăm sóc điều dưỡng cũng sẽ được thay đổi.

Đến cái này.

Mức phí bảo hiểm y tế
của tiền lương.tiền thưởng

10.25%

Đến tháng 2 năm 2019 (nộp vào tháng 3)

Mức phí bảo hiểm chăm
sóc điều dưỡng
của tiền lương.tiền thưởng

1.57%

Đến tháng 2 năm 2019 (nộp vào tháng 3)

Sau khi cải định.

Mức phí bảo hiểm y tế
của tiền lương.tiền thưởng

10.31%

Từ tháng 3 (sẽ nộp vào tháng 4)

Mức phí bảo hiểm chăm
sóc điều dưỡng
của tiền lương.tiền thưởng

1.73%

Từ tháng 3 (sẽ nộp vào tháng 4)

Mức phí bảo hiểm đặc định. Mức phí bảo hiểm cơ bản là gì?

Trong mức phí bảo hiểm y tế (10.31%) thì 6.80% là mức phí bảo hiểm cơ bản chi trả cho y tế của người tham gia, 3.51% là mức phí bảo hiểm đặc biệt phân ra thành tiền hỗ trợ đến hệ thống y tế người cao tuổi.

Ở những người từ 40 tuổi đến 60 tuổi (Người thuộc bảo hiểm số 2 bảo hiểm điều dưỡng) sẽ được tham gia mức phí bảo hiểm điều dưỡng thống nhất trên cả nước vào bảo hiểm y tế. Mức phí bảo hiểm y tế sau khi thay đổi và bảo hiểm điều dưỡng sẽ được áp dụng từ tháng 3 (nộp vào tháng 4)

注

Thẻ bảo hiểm không thể dùng được từ sau ngày nghỉ hưu nên cần phải nhanh chóng thu hồi và trả lại cho bộ phận quản lý của phòng hưu trí. Tránh việc thăm khám bệnh nhân ngoại trú khẩn cấp vào ban đêm, ngày nghỉ vì tình trạng bệnh nhẹ (Tư vấn ở cửa hàng tiện lợi) hãy dạy cách sử dụng tư vấn điện thoại khẩn cấp. Ngoài ra bệnh thông thường như nắm xương, cơ bắp mệt mỏi, bị thương, bệnh trong quá trình làm việc thì bảo hiểm y tế không thể sử dụng.

Để biết thêm chi tiết hãy liên hệ trực tiếp với hiệp hội Kenpo.



Hiệp hội bảo hiểm y tế toàn quốc chi nhánh Hokkaido.
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

協会けんぽ



実習生に関して多く寄せられる質問

評価試験に関する質問について



Q: 専門級が不合格となった場合、再試験はありますか？

A: 再試験はありますが、再試験を受験できる回数は1回までとなります。

Q: 専門級が不合格となった場合、実習実施者として再試験を受けさせる義務はありますか？

A: 試験も同様に実習実施者が責任をもって受験させる義務があります。

Q: 技能実習生が専門級に向けた準備をしておらず不合格となりました。

この場合、再試験の受験料を実習生に負担させても良いですか？

A: 実習実施者は技能実習生が専門級に合格できるよう指導する義務があります。

そのため再試験の受験料は実習生に負担させることはできず、実習実施者が負担となります。

技能実習生郵便物の取り扱いに関する質問について

Q: 既に在籍していない（帰国・行方不明）実習生に対し郵便物が届いています。

開封してよいですか？

A: 個人情報のため原則本人の同意がない限り開封することはできません。

Q: 既に在籍していない（帰国・行方不明）実習生に対し郵便物が届いています。

どうすれば良いですか？

A: 開封せずに郵便局に返却し不在であることを伝え配送を停止して下さい。

Q: 実習生宛に着払い（又は代金引換）で荷物が届きました。

会社で料金を立て替えたほうが良いですか？

A: 技能実習生に直接支払ってもらう、又は技能実習生から代金を預かってから支払うよう願います。

※会社で立て替えし、その後実習生に支払いを求めたところ「心当たりがない」

と返答があり代金が徴収できなかったという事例もありました。



3号移行に関する質問について

Q: 技能実習3号へ移行を希望しております。手続きには時間がかかりますか？

Q: 手続きは

①実習生が帰国する前（2号2年目の間）に行う

②実習生が帰国してから行う

2つの方法がありますが、いずれも実習生が専門級に合格することが条件となります。

手続きから開始から入国までには最低6カ月はかかりますので、早めの申し込みをお願いします。





働きすぎからの 脱却を目指して

いわゆる「働き方改革」を推進するための一連の法改正のひとつとして、時間外労働の上限規制が、大企業では今年4月から、中小企業では2020年4月から導入されます。

これまでは厚生労働大臣の告示にとどまっていた上限規制が、法改正によって法律に規定されました。

改正法では、時間外労働（休日労働は含めない）の上限は原則として月45時間・年360時間とされ、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。臨時的な特別な事情があり、労使が合意する場合でも、時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」のすべてが1月当たり80時間以内とする必要があります。

違反した場合の罰則は6か月以下の懲役または30万円以下の罰金と定められています。

ともすれば働きすぎに陥りがちだった社会から、ワーク・ライフ・バランスを改善し、多様な働き方が実現できる社会へ。自戒をこめつつ、発想の転換が必要と思います。

